区 域 図（変更後）

大門地区

名　　称	条例別表第３の該当区分	建築物の用途
大門地区	条例別表第３の３の項	旧条例別表第３の１の項に規定する建築物（地縁者の住宅）
	条例別表第３の５の項	旧条例別表第３の６の項に規定する建築物（地域振興のための工場）
	条例別表第３の５の項	別表に規定する工場等誘導区域（地域産業発展型）に建築できる建築物

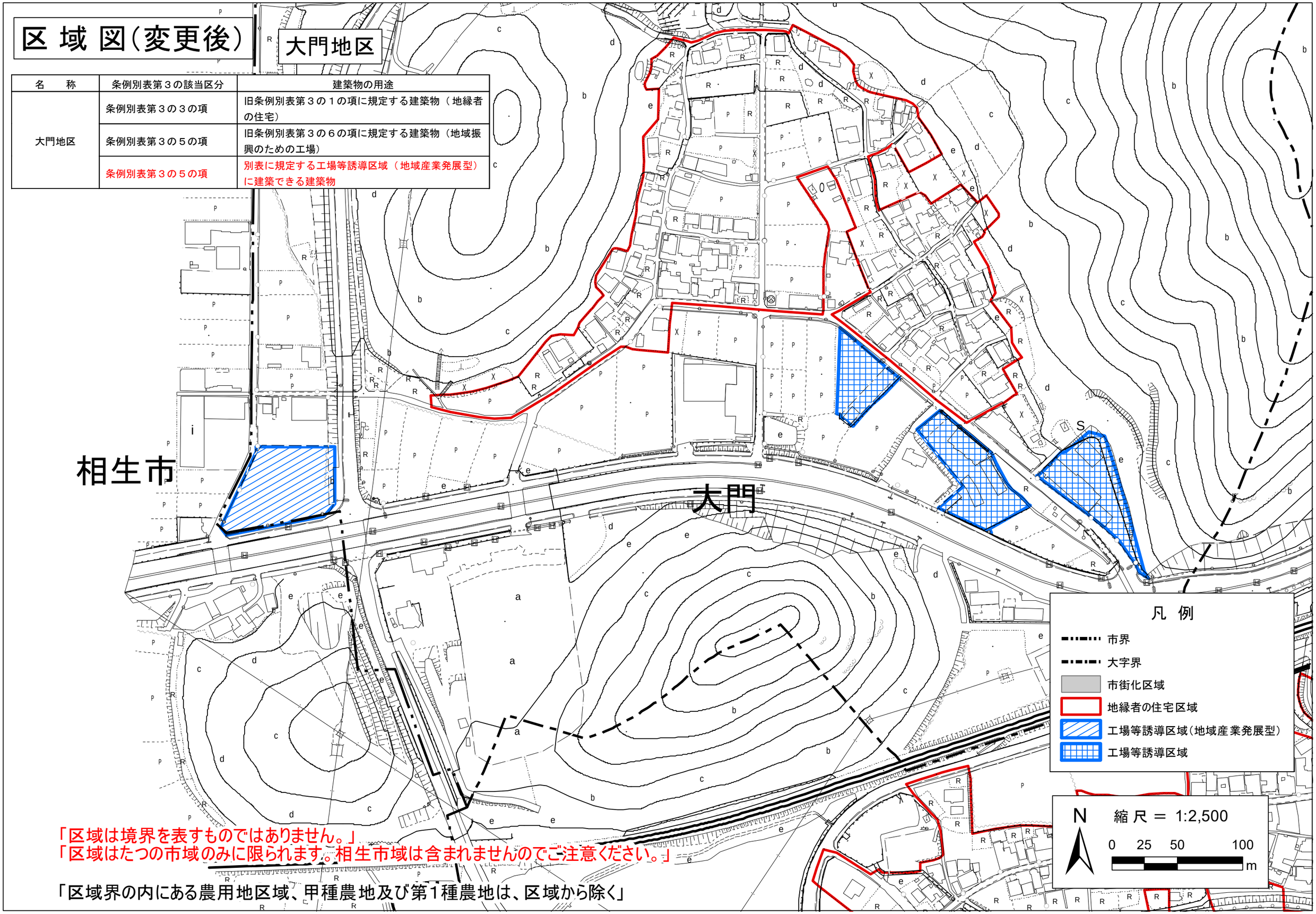

「区域は境界を表すものではありません。」
「区域はたつの市域のみに限られます。相生市域は含まれませんのでご注意ください。」

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く」